

鳥栖駅西広場を使用するみなさまへ

1 はじめに

●鳥栖駅西広場を使用する場合は、その行為の内容により許可が必要となります。

2 許可が必要な使用行為とは

●鳥栖駅西広場でイベント等を開催するもので以下の使用行為 ⇒使用許可が必要

□集会、展示会、募金、署名活動、事業の周知活動

□業としての写真撮影、映像撮影

□広場の全部又は一部を独占的に使用すること など

※公衆の広場の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に許可を受けることができます。

3 使用許可を受けることができる方

●一定の公共性及び公益性が確保され、特定の者の利害とならない行為について、次の団体などが許可を受けられます。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 公共的団体等

(3) 地方公共団体が支援する実施主体

(4) 公職選挙法上の選挙運動や選挙運動期間中の政治活動、政党助成法上の政党の政治活動

(5) その他、許可することが特に必要と認められる実施主体

4 使用できる日及び時間

●使用できる日…1月4日から12月28日まで

●使用できる時間…午前9時～午後10時まで（音楽演奏、BGM再生等は午前10時～午後9時まで）

5 使用できる場所と附属設備

●A園路（219㎡）

a 1 : 60㎡

a 2 : 78㎡

a 3 : 81㎡

●B中央広場（640㎡）

b 1 : 495㎡

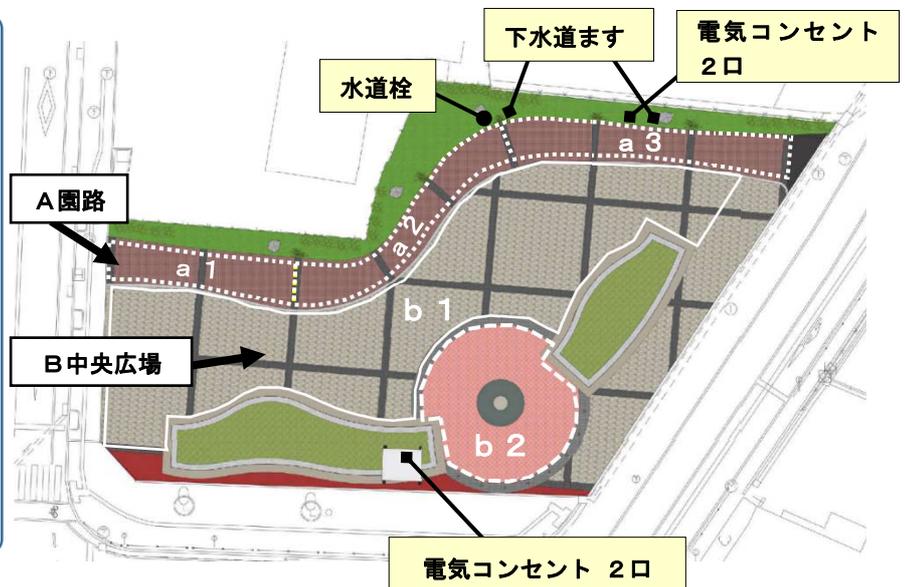
b 2 : 145㎡

●附属設備

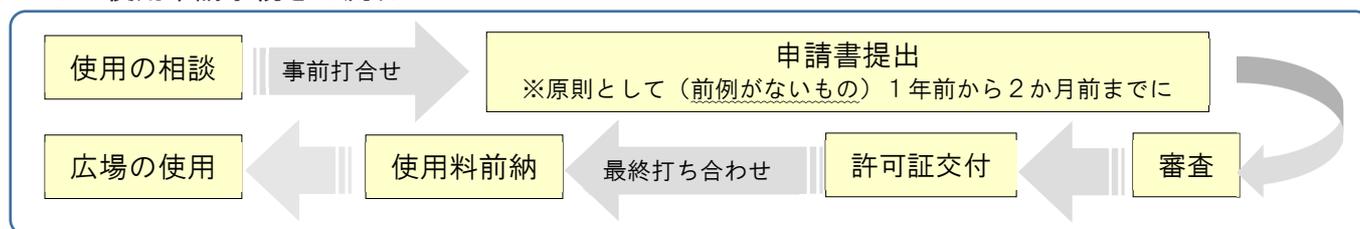
電気コンセント：2口×2箇所

給水設備（水道）：1箇所

排水設備（下水道）：2マス



6 使用申請手続きの流れ



7 使用料（税込）

●使用料

- ①広場使用：12円/㎡・日（②③以外）
- ②写真撮影：1,100円/年
- ③映画撮影：2,200円/月

●附属設備

- 電気コンセント：300円/口・日
- 給水設備（水道）：200円/日
- 排水設備（下水道）：200円/日

※給排水設備の使用が多量(2t以上)の場合、実費相当額を徴収します

<区画別使用料> ※①広場使用：12円/㎡・日の場合（1日当たり）

区画		使用料(税込)
A 園路 (219㎡)	a 1 (60㎡)	720円
	a 2 (78㎡)	936円
	a 3 (81㎡)	972円
	小計	2,628円
B 中央広場 (640㎡)	b 1 (495㎡)	5,940円
	b 2 (145㎡)	1,740円
	小計	7,680円
広場全体（A園路+B中央広場）		10,308円

8 使用料の減免

- 特別の理由があると認められるときは、使用料の減免が受けられることがあります。

9 使用申請を行うための申請書類

- （様式第1号）鳥栖駅西広場行為許可申請書…[添付書類] 計画書、計画平面図 など
- （様式第5号）鳥栖駅西広場使用料減免申請書…減免を希望される場合

10 関係機関への届出等

- 使用の内容によっては関係機関（保健所、消防署、税務署）への届出等が必要となるので、事前にご確認ください。※食品の取扱い時、火気の使用時、酒類の販売時など

11 使用上の注意点

- 一般利用者が通行できるようにすること。
- 一般利用者及び周辺地域に迷惑を及ぼす場合、イベント等の中止を求めることがあります。

12 鳥栖駅西広場の管理にあたって

- 鳥栖駅西広場の設置及び管理について必要な事項を以下の条例などで定めています。
◇鳥栖駅西広場条例 ◇鳥栖駅西広場条例施行規則 ◇鳥栖駅西広場の使用の許可に関する基準

【お問合せ先】 鳥栖市 駅周辺整備課 鳥栖市宿町1118番地
電話 0942-85-3572